

廃 第 2 5 7 号

令和5年5月26日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 様
千葉県産業廃棄物処理業協同組合理事長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長
(公 印 省 略)

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルの改訂
について（通知）

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

表題の件につきまして、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から令和5年5月に「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」を改訂した旨の連絡がありました。

つきましては、感染性廃棄物の取扱いに当たり、当該マニュアルに御留意いただきますよう、貴下会員への周知をお願いいたします。

なお、当該マニュアルは下記の環境省ホームページにも掲載されていますので、参考にしてください。

記

環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

指導企画班 滝沢

電 話：043-223-2757